

横浜市ダンススポーツ連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、横浜市ダンススポーツ連盟と称する。

2) 本連盟の英文名を「Yokohama DanceSport Federation」とする。

3) 本連盟の略称を「JDSFヨコハマ」及び「JDSF横浜」とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、横浜市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の心身の健全な発展ならびに社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) オリンピック、及び国体につながるスポーツ、及び生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) ダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- (3) J D S F 公認又は承認等の競技会の開催及び支援
- (4) 神奈川県ダンススポーツ連盟（以下県連と呼称）が行う事業への協力
- (5) 各区ダンススポーツ連盟等が行う事業への協力
- (6) 横浜市体育協会への関連事業の推進
- (7) 本連盟所属の J D S F 会員及び選手等の登録管理
- (8) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦の為の交流会等の開催
- (9) その他、本県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

(加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、横浜市内で活動し、本連盟に登録した J D S F 認定サークル、各区体育協会に加盟している各区のダンススポーツ連盟、及び横浜市ダンススポーツ連盟が認めた団体とする。

(会員)

第6条 本連盟の会員は、前条の J D S F 認定サークルに所属する個人、並びに各区のダンススポーツ連盟に所属する会員を持って構成する。

2) 会員は本連盟を通じて県連が J D S F へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

2) 前項第3号の除名は県連規約に従う。

(役員)

第9条 本連盟は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 1名
- (5) 専門部部長 専門部もしくは委員会毎に1名
- (6) 常務理事

加盟サークルより1名、各区ダンススポーツ連盟からの1名とする。

ジュニアサークルは常務理事会への参加を選択することができることとする。

会長・副会長は総会・その他の会議での議決権を持つ。

会長、副会長を輩出している加盟サークル及び各区ダンススポーツ連盟は、改めて常務理事の選出はできない。

- (7) 監事 2名

2) 会長・副会長・事務局長・副事務局長は常務理事会で定めた他の類似団体の同等の役員は兼任できないものとする。

ただし、県連の役員を兼任することは妨げない。

(役員を選出)

第10条 会長、副会長及び監事は、総会で選出する。

2) その他の前条(3)から(5)の役員は常務理事の推薦又は互選とする。

(会長・副会長の職務)

第11条 会長は本連盟を代表し、総会・常務理事会を招集し、業務を総括する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、予め常務理事会が指名した順序でその職務を代行する。

(監事の職務)

第12条 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

2) 監事は本連盟のすべての会議に出席することができる。

(役員任期)

第13条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任

された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2) 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間は役員を(修正)解任されない。
- 3) 役員の再任は妨げられない。ただし、会長の任期は連続する場合4年を超えてはならない。

(総会)

第14条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

- 2) 総会は、加盟サークルの2名の理事(常務理事・理事)及び各区ダンススポーツ連盟の2名の理事(常務理事・理事)をもって構成し、1年に1回以上会長が招集する。

ただし、常務理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。

- 3) 加盟サークル代表者及び各区ダンススポーツ連盟の代表者と常務理事の過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 4) 総会は加盟サークル及び各区ダンススポーツ連盟の総理事の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 5) 総会の議決は、出席者の過半数によって決議する。
- 6) 総会の議長は出席者の互選で決める。

(総会に付議すべき事項)

第15条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 規約の改定
- (2) 会長・副会長及び監事の選任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) その他必要と認められた事項

(常務理事会)

第16条 本連盟は、執行機関として常務理事会をおく。

- 2) 常務理事会は、各サークル1名、及び各区ダンススポーツ連盟1名の常務理事をもって構成し、原則として、毎月開催し、会長が招集する。議長は副会長・事務局が行う。

(議事録及び会計報告)

第17条 本連盟の総会・常務理事会の議事録は、原則として事務局長が作成し3年間保存する。

- 2) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を県連に報告する。(神奈川県ダンススポーツ連盟を以下県連と称する)
- 3) 臨時総会を開催した場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連に報告する。

(会計年度)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(名誉役員)

第19条 本連盟に名誉会長1名、顧問及び相談役を各若干名おく事ができる。選任は常務理事会の決議を経て会長が委託する。

(規約改定の議決)

第20条 本規約の改定を行う場合は、第14条にかかわらず、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得る。

(解散もしくは県連からの脱退)

第21条 本連盟の解散又は県連からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の4分の3以上の賛成を得る。次の第1号の手続きを経るものとする。

(1) 県連の承認

2) 本会が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

付則

本連盟の発足日：平成2年4月1日

この規約は、平成23年4月18日より施行する。

規約制定：平成13年1月1日

規約改定：平成16年6月6日

規約改定：平成19年5月28日

規約改定：平成20年4月12日

規約改定：平成21年4月20日

規約改定：平成22年4月26日

規約改定：平成23年4月18日

規約改定：平成24年4月16日